



国産チキンシンボルマーク使用許諾要領

平成26年7月10日制定

令和2年8月20日改正

一般社団法人日本食鳥協会（以下「食鳥協会」という。）が商標登録出願している国産チキンシンボルマークのロゴマーク（以下「マーク」という。）に関する使用許可について、次のとおり定める。

1 目的

国産チキンの価値向上を図ることを目的として定められたシンボルマークの適正使用のため、この使用基準を定める。

2 マークの使用基準

別添の「食鳥ブランドシンボル デザイン管理マニュアル」のとおりとする。

なお、国産鶏肉の輸出拡大に向けて輸出先国においてマークを使用する場合は、スローガンとして「国産チキン」に代えて「日本産チキン」を使用することもできる。

3 マークの商標権

- (1) このマークに関する商標権は食鳥協会が所有する。
- (2) このマークは、無断で使用すること及び印刷することはできない。
- (3) このマークの使用を食鳥協会から許諾された者（以下「使用者」という。）は、第三者にマークの使用権を譲渡することはできない。
- (4) このマークと誤認される類似のマークは、使用または商標登録の出願をしてはならない。
- (5) このマーク自体を商品として販売してはならない。

4 マークの使用申請及び承認

- (1) マークの使用申請は、食鳥協会の会員が行う。
- (2) マークの使用を食鳥協会の非会員が希望する場合は、食鳥協会の会員を通じて申請しなければならない。
- (3) マークの使用を希望する者は、「様式1」により食鳥協会会長あて申請しなければならない。
- (4) 食鳥協会は内容を審査の上、本要領に適合すると認めた申請について、「様式2」により使用許諾書を送付する。
- (5) 食鳥協会は、マークの使用許諾に当たって必要に応じて条件をつけることができるものとし、この要領に違反した場合は使用の取り消し及び是正のための措置をとることができる。
- (6) なお、国、地方公共団体及び会長が適当と認める団体が、広くマークの普及活動を行う目的で使用する場合には、当該団体からの使用申請及び許諾の手続きを省略することができる。

5 マークの表示条件

- (1) マークは、下記の条件を満たす鶏肉を販売する際またはこれを宣伝する際に表示できるものとする。
 - ①日本国内で飼育された肉用鶏から生産された生肉及び加工品であること。

②日本国内で飼育された種鶏及び採卵鶏の成鶏から生産された生肉及び加工品であること。

- (2) マークは、前項に規定される商品及び当該商品をまとめて収容する容器箱に表示することができる。
- (3) マークは、国産チキンのPRのために作られるポスター、チラシ、パンフレット等の素材に表示することができる。
- (4) 前3項に規定するもののほか、会長が特に必要があると認めるものに使用することができる。

6 マークの表示方法

- (1) マークはシールに印刷し、商品自体、商品の包装容器または包装紙に貼付表示することができる。
- (2) マークの商品の包装容器または包装紙に直接印刷表示することができる。
- (3) マークは国産チキンのPRのために作られたポスター、チラシ、パンフレット、名刺等の素材に印刷表示することができる。

7 マークの使用料

マークの使用料は無料とする。

ただし、マークの表示にかかる経費は、使用者の負担とする。

8 使用者の義務

- (1) マークの使用者は、関係法律を遵守するとともに、商標の機能を損ない、または権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。
- (2) 使用者は、使用する商標登録を付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、食鳥協会に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。
- (3) 使用者は、食鳥協会から要請がある場合は、マークの使用実態の報告または使用商品等の提出を行わなければならない。

9 マークの適正使用

マークを表示する者がこの要領を遵守せずに、不正に使用した場合には、次の措置をすることとする。

- 一 警告
- 二 使用承認取り消し
- 三 社名公表
- 四 訴訟

10 使用期間

使用期間は設けないこととする。

11 この要領の解釈その他の疑義は、会長が決定するものとする。

12 この要領は、平成26年7月10日から施行する。

